

京都市道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第91号

京都市道路占用規則の一部を改正する規則

京都市道路占用規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。

第12条第19号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) 法第33条第2項第3号に掲げる工作物、物件又は施設

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)